

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定の取消し……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…

○漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………

…（産業労働局農林水産部水産課）…

○漁船損害等補償法による付保義務の発生……………（同）…

告示

●東京都告示第九百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」

という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る
道路の種類
法第四十二条
第二項の規定
による道路

取消年月日

令和七年九
月二十五日

取消しに係る
道路の位置

あきる野市引
田字阿岐野三
十五番三、三
十六番一及び
同番三から同
番六までの各
一部、四十二
番三、四十七
番一並びに同
番二、同番五、
五十二番一、
同番三、同番
九及び同番十
の各一部、同
番十二並びに
五十三番一か
ら同番三まで、
五十七番二、
同番四及び五
十九番六の各
一部、七十一
番二並びに同
番七から同番
十一まで及び
同番十九の各
一部並びに引
田字櫻ノ岡二
百二十三番一、
同番二、二百
四十五番一か
ら同番四まで
及び同番六の
各一部、同番
七、同番十一
並びに二百四
十六番一から

取消しに係る
道路の延長及
び幅員（単位
メートル）

延長
二六五・九四
幅員
四・〇〇

●東京都告示第九百八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百

十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における令和三年東京都告示第千二百八十七号による保険に付すべき義務は、令和七年十月二十三日限りで消滅する。

令和七年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

八丈島加入区

●東京都告示第九百八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下

「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年十月二十四日から発生する。

同番三までの
各一部、二百
四十七番六並
びに同番八、
二百四十八番
五、二百五十
三番一、同番
三、同番四及
び二百五十四
番の各一部

令和七年十月二十三日
東京都知事 小池 百合子
八丈島加入区

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

